

---

# 平成22年 第2回定例会

## 一般質問 岡元由美議員

平成22年 6月7日

---

### ▶質問

松原区政1期の仕上げの本年、ずっと住み続けたい大田区、安心・安全の大田区を目指し、質問させていただきます。

初めに、高齢者の支援について3点伺います。

今、高齢者の方の住宅に関するご相談が大変多くなっております。雇用環境の悪化などにより職を失うと、年金だけでは生活が成り立たなくなってしまうという方が大変増えております。都営住宅やシルバーピアに何度も申し込んでいますが、一向に当たらない。家賃さえもう少し安ければ、生活保護を受けなくても自力で頑張っていけるのにといった内容です。

区内でも相続など、家主の方の都合により木造のアパートが次々と取り壊され、建て替えられた新築のワンルームマンションは、これまでのアパートに比べて当然家賃が高くなり、年金生活の高齢者には手が届かなくなってしまう。また、引っ越しは不要になった家具の処分や荷物の整理など、高齢者でなくても大変な労力が必要です。まして立ち退きなど、決められた期限内に家探しをすることは容易なことではありません。不動産屋に通っても、それまでの家賃のような物件はどんどん減っていて、どこにするか迷うほどの選択肢はありません。住み慣れた地域で探しますが、見つからなければやむを得ず見知らぬ土地でも決めなければなりません。長い間通った銭湯や商店街、顔なじみの近隣の人たちと離れる寂しさや不安など、慣れ親しんだ地域を離れることは高齢者にとって非常に大きな負担となっています。高齢者の住宅問題は深刻です。

そこでお伺いします。シルバーピアの倍率はどのくらいでしょうか。また、区が民間から借り上げている高齢者アパートの倍率はどのくらいでしょうか。

現在、シルバーピアは388戸、高齢者アパートは215戸ですが、全く足りません。シルバーピアを建設することは土地の取得など大変時間もかかりますし、お金もかかります。今まで住んでいたその地に建て替えられたマンションを区が借り上げ、高齢者アパートとして提供してはいかがでしょうか。

大田区では、立ち退きの場合、高齢者の住み替え家賃制度があります。しかし、これも2年間に限った助成なので、引っ越し費用の助成部分は役立ちますが、住み続けることはできません。この住み替え家賃制度の助成期間をさらに延長していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

シルバーピアや高齢者アパートの入居者は、ポイント方式がとられていますが、住宅の困窮度とはどのような基準で決められているのでしょうか、お伺いします。

保育園の募集の場合、申込者にもわかるようにポイントが明示されていますので公平性が保たれていると思いますが、高齢者住宅の場合、入居者の健康や住宅の状況などをポイントにあらわすことは難しいのではないのでしょうか。以前ご相談を受けたご夫婦は奥様が寝たきりで、住まいが2階なので階段をおろしてあげることができず、車いすで散歩にも連れて行ってあげられないので、もう何年も奥様は外に出ていないとのことでした。老朽化したアパートは風通しが悪く、ベッドには西日が当たるのでカーテンをあけられないという状態でした。抽選ではないので大変期待しましたが、結果は落選でした。例えば、入居者の介護度、住宅の建築年数など目安となるポイントを示すことはできませんでしょうか、お伺いします。

また、大田区では募集が年に1回だけですので、5回落選している人は5年前から住宅に困っているということで、10回なら10年前になります。そこで、落選回数に応じたポイントの加算を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

高齢者世帯の場合、家賃の問題だけでなく、高齢者に貸してくれる物件が大変に少ないという実態があります。貸してくれない大きな理由は、亡くなられた場合の後始末の問題があるからです。生活保護受給者が亡くなられた場合、生活福祉課が葬儀から遺品の処分まで面倒を見てくれるため、高齢者でも比較的貸してもらえそうですが、特に単身の高齢者の場合、一人で頑張って暮らしていらっしゃる方が借りられない状況です。

区は協力不動産店を紹介していますが、この実態に対してどのような所見をお持ちでしょうか。また、どのような対策、取り組みを考えていらっしゃるのかお伺いします。

契約はあくまでも個人の問題ですが、身寄りのない高齢者に対しては行政が責任をとっていく。いざというときは生活保護受給者同様の対応をするといった制度をつくっていくことで、安心して貸してくださると思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、ひとり暮らし高齢者の登録についてお伺いします。登録者はホームページで紹介されている理容・美容サービス以外にどのようなサービスが受けられるかお伺いします。

登録の対象者は65歳以上で、歩いて5分以内に親族がいない人、そしてこの親族は姻族を含む3親等以内ということですが、互いに配偶者が亡くなってしまった場合、姻族の関係もなくなってしまいます。血のつながった親子や兄弟、姉妹でもつき合いが希薄になっている現代で、たまたま相続などの都合で近隣に住むことがあっても、配偶者が健在であってこそその関係性であると思います。また、配偶者同士が死亡しても残された義理の兄弟が仲よく行き来することはあるかもしれませんが、それでも2親等です。3親等とは、両親の兄弟です。まして両親と兄弟のおじやおばが親しくつき合っていなかった場合など、戸籍上の関係だけで身内の自覚さえ乏しいことはたくさんあると思います。その意味から3親等内の親族から姻族を外すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、兄弟ともに高齢者といった場合、互いの安否を気遣うことは困難です。入院や長期に不在など様々なことがあります。そして、他人でも隣近所の方々が見守ってくださる

ケースもたくさん伺っています。本当に高齢者を支援していこうと考えるなら、個々の実情に合わせ、本人や家族の希望に沿った登録を推進してはいかがでしょうか。

3点目に、ゆうゆうクラブのトイレについて質問します。

毎年、老人会の新年会のたびに、洋式トイレの前にたくさんの方が並んでいらっしゃる光景を目にします。トイレには洋式便器と和式便器がありますが、高齢者の方は腰やひざに痛みを持つ方が多いため、洋式の方にだけ列ができます。特に、冬場はトイレが近くなり、大勢並んでいるとやむを得ず和式の便器を使って、今度はひざが痛くて立ち上がれなくなってしまうとのことでした。区民センター併設も含めて、ゆうゆうクラブのトイレはすべて洋式便器にすべきと考えますが、実情はいかがでしょうか。

区役所のトイレがウォシュレットつきになったとき、来庁者へのサービス向上を目指したものだと感じました。同時に、ゆうゆうクラブのトイレも、ウォシュレットまでは望みませんが、せめて洋式の温かい便座にならないものかと思いました。高齢化はますます進んでいきます。区内のゆうゆうクラブのトイレの改修計画はどのようになっているのか、お伺いします。

次に、まちの安全という観点からカーブミラーについてお伺いします。

私道と公道、特に区道との交差点にはカーブミラーを設置できないと聞きますが、その根拠をお知らせください。

私道といっても、隣接する数軒だけが使用する道路と、通り抜けができて近隣の人たちのために開放している道路があります。大田区ではこれらの用途、形状の違いによって、私道の舗装費用の助成を行っています。袋小路の場合でも舗装費用の8割、通り抜けられる場合は9割、再舗装でも5割が助成されます。それに対し、私道と区道の交差点にカーブミラーを設置する場合、助成制度はありません。区民の安全・安心という観点から考えれば、道路の舗装以上にカーブミラーは公共性が高いと考えます。私道を使うのは基本的にその両側の方たちですが、カーブミラーは区道を利用するすべての人たちにも必要で

す。見通しが悪く、安全確保のために必要な場合、私道であってもカーブミラーを設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

今年の2月1日、みぞれまじりの大変寒い日でしたが、横須賀市に行ってまいりました。横須賀市では、平成21年度からの3か年に発達支援コーディネーター研修を計画し、1年目の昨年は発達障がいの理解と支援ということで、市内の保育園、幼稚園の先生方を対象に、発達障がいのある子の支援をテーマにした研修会を開催しました。研修は5日間開催され、火曜日、水曜日、金曜日といずれも平日で、時間も午後1時半からと勤務時間内に行われました。初年度ということで、各園とも園長やそれに準ずる責任者の参加が多かったそうですが、園を挙げて皆で協力しながら、代表を送り出していることがわかります。横須賀市では3200人の園児のうち、約8%は障がいの可能性があるということで、園の先生方の意識も大変高く、昨年の研修会には30名の募集に対し、41名が参加されたそうです。そして、年々増加している落ちつきがない、友達とうまく遊べないなど、気になる子どもたちへの働きかけや上手なかかわり方などについて学び、研修の最後には、市が独自に作成した発達支援コーディネーター修了証が授与されました。研修の講師は、職員のほかに親の会の代表や横須賀市の療育相談センター長、大田区の教育委員会就学支援委員の久保山茂樹さんで、久保山さんは5回のうち、2回講演されていました。

大田区では、就学前の幼児について、発達の遅れや障がいのある子の把握はどのように行っていますか、お伺いします。また、人数、割合はどのくらいでしょうか。

発達障がいは早期に発見し、早期の療育が重要とされていますが、早期発見のためにもこのようなことが有効と考えていますか、お伺いします。

お母さんが我が子の障がいに気づかない、あるいは認めにくいといった場合、発見が遅くなります。そこで子どもたちと多くの時間を共有する先生方が、発達障がいの正しい知識を身につけることで障がいに気づき、地域の関係機関に結びつけることが可能となります。

横須賀市が行った研修のキーポイントの一つに、決して療育のプロでなくても子育てのプロ、幼児教育のプロでよいということがあります。子どもたちの成長は療育の体制が整うのを待ってられません。子どもたちが今いる環境で、一番近くで接する幼稚園、保育園の先生が発達障害を正しく理解し、園児の支援の方法や保護者の対応を学ぶことによって子どもたちへの療育になると思います。また、地域に理解者が増えることで、保護者や子どもたちは生活のしづらさが軽減され、支援する先生方は仲間をつくることで、1人で悩んで孤立することを防ぐことができます。

4月に視察させていただいた岡山市のぐるぐるめろん島の若松かやの先生は、発達障がいの子どもたちはほかの子どもたちより劣っているのではなく、進化しているのだと言われました。そして、食事も生活環境も昔とは全く変わっているのだから、その変化した現代社会に応じて、それぞれの個性を持って生まれてきた子どもたちなのだ。だから発達障がい児はますます増え続け、やがて普通だと思われている子どもたちの方が少なくなるとの衝撃的な言葉でした。このお話を伺って、発達障がいを持った子どもたちが増えていくことは必然で、その子どもたちへの支援は、今後すべての子育て支援のベースになっていくのだから、一日も早く計画的な推進をしていかなければならないと感じました。

大田区でも、わかばの家を中心に様々な取り組みをなされていると思いますが、理解者を増やし、皆で考えていく大きなきっかけとなる保育園、幼稚園の先生方への発達支援研修をぜひ開催していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、給食費の未納問題についてお伺いします。

文部科学省が2006年に行った学校給食費の徴収状況に関する調査で、前年度、給食費未納の生徒児童がいた小学校の割合が40.4%、中学校では51.2%との結果が示され、保護者としての責任感や規範意識の欠如が大きな社会問題となりました。その後、各学校ごとに徴収や督促方法の見直しなど、様々な努力がなされ、全国的に改善されているようですが、現在大田区の未納の状況はどのようになっていますでしょうか。

生活保護世帯は保護費の中で給食費が支給されていますが、この場合、他の保護費と一緒にまとめて支給されるのでしょうか、それとも給食費は学校に直接支払われているのでしょうか、お伺いします。

就学援助費の中にも給食費が含まれていますが、給食費が支給されていながら、それが学校に支払われていない実態があると聞きました。所得制限をわずかに超えるだけで支給を受けられず、それでもまじめに給食費を支払っている保護者が大勢いる中で、このようなことは許されないと思います。給食費が未納の場合、支払われるまでの期間、就学援助費全体の支給を延期するといった強い姿勢も必要ではないでしょうか。そして、就学援助費の支給の際、給食費だけは学校に直接支払われるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、督促は学校長の権限で独自に実施とのことですが、具体的にはだれがどのように行っているのか、お伺いします。

学校によっては、専科の先生が未納の家庭に電話をしたり、督促の文書を何度も送ったりしていると伺いました。先ほども発達障がい児の支援について質問しましたが、就学前に障害がわかっている場合は、学校長が支援員の派遣を要請します。それも年々希望が多くなり、十分な配置がなされていない、まして入学後に発見された場合、1年間は派遣されないとも伺っています。そうであるならば、給食費の督促は事務の方をお願いし、専科の先生には特別支援教育のサポートをしていただくなど、教員としての資格を活かす仕事をしていただくべきと考えますが、いかがでしょうか。

教員の配置人数などの理由で学校長の権限となっているのかもしれませんが、子どもたちとのかかわりを最優先にした学校運営を目指し、必要な人員配置を行っていただきますことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

## <回答>

### ▶大場 高齢福祉担当部長

それでは、私の方から高齢者関連5点についてお答えいたします。

1点目でございますが、高齢者の住み替え家賃の助成期間についてのお尋ねでございます。この制度は、高齢者が取り壊しなど住み慣れたアパートを立ち退かざるを得ない場合など、家賃の助成をするものでございます。都の補助が終了しました平成19年度以降も区の独自事業としまして、助成期間を2年に限って実施しているものでございます。当面はこの助成期間としまして事業を継続してまいりたいと考えております。と申しますのも、現在区では高齢者世帯住み替え家賃助成にとどまらず、住宅マスタープランをはじめ高齢者の方の住まいのあり方について検討を始めております。こうした検討を踏まえまして、高齢者住宅の確保に対応していきたいと考えております。

2点目でございますが、ひとり暮らし高齢者の登録者のサービスについてのご質問でございますが、この制度はご登録をいただくことによりまして、ひとり暮らし高齢者の生活状況あるいは緊急連絡先を区が把握いたしまして、緊急時などに地域福祉課あるいはさわやかサポート、民生委員の方などにより個別の支援を目的としております。現在のサービス内容としましては、理美容サービスのほか、近隣との触れ合いの機会を持っていただき、閉じこもり防止をするために入浴サービスを行っておりますが、本年9月からは新たな入浴事業を開始する予定としております。

一方、昨年度は登録されている方に災害時などにおけます自治会・町会、あるいは警察、消防などへの情報提供の同意などについて調査をさせていただきました。今後はこの調査をもとに、ひとり暮らし高齢者の皆様が地域などで安心して暮らせるよう、見守り体制の整備や区の施策の充実に活用していきたいと考えております。

3点目でございますが、ひとり暮らし高齢者の登録の要件でございます3親等以内の親族の取り扱いについてのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり時代の変化に伴い



まして、家族や親族間のかかわり方も変化しております。これに伴いまして、福祉サービスの提供のあり方も状況に応じて対応していく必要があると考えております。お尋ねの親族の範囲の取り扱いにつきましては、早急に見直してまいりたいと考えております。

4点目でございます。ひとり暮らし高齢者登録の方法などでございますけれども、これにつきましては、急速に進む高齢化の中、区においても今後ひとり暮らしの高齢者の方、あるいは老老世帯の方が大幅に増加すると見込まれております。このため、高齢者の方それぞれの実情に合わせまして登録の仕組みが必要と考えております。ひとり暮らし高齢者登録の制度が地域での見守り、それから支援に密接につながりますよう、お話にありました本人や家族の希望などを踏まえまして、適切な見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、ゆうゆうクラブのトイレについてのご質問でございますけれども、愛称ゆうゆうクラブは老人いこいの家として21か所、それから区民センターに7か所ございます。合わせて28か所の現在の洋式トイレの整備率でございますが、約74%となっております。また、洋式トイレのうち、そのほとんどが温かい便座となっております。こういうことでございますので、今後は利用される方々のご希望、ご要望を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

私の方から以上でございます。

## ▶石塚 生活福祉担当部長

生活保護世帯に対する給食費の支払い方法に関するお尋ねでございますが、生活保護世帯に対する給食費につきましては、教育扶助として、原則毎月の保護費の中に含めて金銭給付として保護世帯に支給をしております。なお、一部生活保護世帯におきましては、学校長からの依頼により、学校長の口座に給食費を振り込んでいるところでございます。

私の方から以上でございます。

## ▶伊藤 こども家庭部長

私からは発達障がい児支援についてお答えいたします。

まず、就学前の幼児について、発達の遅れや障がいのある児童の把握はどのように行っているかのご質問でございます。地域健康課で行っている4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診結果におきまして、発達の遅れや障がいのある子の発見につながっております。また、子どもたちが通っている幼稚園や保育園において発見につながるケースもございます。

また、人数、割合はどのくらいかのご質問ですが、全体としての正確な数字の把握は困難でございます。ただ、区立保育園におきましては、平成21年度では要支援認定児が約80人となっております。このほかにも、認定児までには至らないが、配慮の必要な子どもがございます。

次に、発達障がいの早期発見のためにどのようなことが有効と考えているのかのご質問でございます。地域健康課で行っている健診とともに、幼稚園や保育園で日常接している幼稚園教諭、保育士等が保育を行う中で、配慮が必要と思われる子どもを発見しております。その際には、教諭、保育士等の子どもに対する観察が重要となっており、発達障がいに対する知識、理解を備えていることが大切であり、巡回相談等により専門家の指導、助言を受けてございます。

最後に、保育園、幼稚園の発達支援研修についてでございます。わかばの家では保育園、幼稚園の保育士等を含む関係機関職員を対象に、発達障がいをテーマとした講演会を実施しております。また、幼稚園、保育園に対する巡回指導を実施しております。なお、保育サービス課では保育園職員等を対象に、具体的ケースによる支援について障害児統合保育事例研修を行っております。また、保育園に対する専門家による巡回指導の中で個々

の障がい児に対する具体的な対応方法を助言、指導してございます。また、発達障がいについての講習会も実施しております。ほかに、幼児教育センターにおきましても、同様に発達障がいをテーマとした研修会を行っております。今後も議員ご指摘の発達障がい児に対する支援を充実させるために、なお一層研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

## ▶堤 まちづくり推進部長

私からは高齢者の住宅関連についてご答弁申し上げます。

まず、シルバーピアの倍率と高齢者アパートの倍率のご質問でございます。シルバーピアの入居者募集の倍率につきましては、直近に行った募集、これは平成21年6月でございますけれども、約43倍でございます。それから、高齢者アパートの倍率につきましては、直近の募集、これは平成19年9月でございますけれども、約32倍でございます。

次に、建て替えられたマンションを区が借り上げ、高齢者アパートとして提供してはいかがでしょうかとのご質問でございます。区としましては、緊急通報システムを設置し、生活協力員を配置、派遣し、かつバリアフリーに対応しているなど、高齢者アパートよりも、より安全面等に配慮しましたシルバーピアの設置を優先しているところでございます。今後ともシルバーピアの設置に努めてまいりたいと思っております。

次に、シルバーピアや高齢者アパートの入居基準についてのご質問でございます。様々な事情からお住まいの住宅についてお困りになっているという視点から困窮度の基準を定めてございます。まず、立ち退きを求められているか。次に、収入に占める家賃の割合の高さ。それから、居室面積、設備の有無、住居環境が劣悪であるか。また、建物の老朽化

による危険性があるか等の項目から困窮度をはかり、総合的に判断しまして入居者を決定してございます。

次に、入居できるポイントを示せないかとのご質問でございます。基準が広範囲にわたっておりますので、先にお答えしましたとおり、住宅困窮度をポイントに判断しているところでございます。そこで公正を期するために民生委員などで構成する大田区高齢者住宅審査会の中で総合的に判断しまして、入居候補者を決定しているところでございます。

また、落選回数に応じたポイント加算の導入についてのご提案でございますが、入居についての判断基準として住宅困窮度を優先しております。住宅困窮度を入居についての判断の基準としていますので、ポイント加算の制度の導入はちょっとなじまないかなと考えてございます。

次に、協力不動産店の紹介の実態についての所見と、今後の取り組みについてのご質問でございます。民間賃貸住宅をお探しの高齢者の皆様には、東京都宅地建物取引業協会大田区支部と協力して住まい探しのお手伝いをしてございます。21年度中に相談を受けまして、当該協会に照会したのは36件でございます。このうち、15件の方が住まいを確保してございます。一定の実績があったものと考えてございます。今後の対策、取り組みにつきましては、当該協会との連携をより深め、さらに成果を上げるための方策を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、身寄りのない高齢者に対して行政が責任をとれる制度をつくることで、住まいの確保はできるのではとのご質問でございます。ひとり暮らしの高齢者が増加しまして、その中には身寄りのない高齢者もいて、区としても重要な課題と考えてございます。しかし、高齢者一人ひとりの考え方、経済状況等が異なりまして、一概に住まい確保についての制度を構築することは難しいものと考えてございます。現状におきましては、家主が安心して高齢者に住宅を貸し出せるよう、高齢者の支援に関する様々な制度、成年後見制

度、介護保険制度、区の高齢福祉サービスなどを有効に活用できるよう相談に応じるよう努めてまいりたいと思います。

また、高齢者の居住の安定確保のための制度を今、国や都が策定してございます。今後、高齢者専用賃貸住宅等が増えていくことも予想されます。こうした事業に参入する民間事業者の動向も見据えて、区のかかわりについて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

## ▶川野 都市基盤施設担当部長

私からはカーブミラーの設置につきましてお答えをいたします。

私道と区道との交差部にカーブミラーを設置できないと聞かれますが、その根拠はということでございますが、区がカーブミラーを設置できないという規定はございません。カーブミラーにつきましては、区道を通行する自動車以外の自動車、歩行者、自転車を確認し、出会い頭の事故を未然に防ぐなど、通行の安全性を高めることを目的に、区道と区道の交差部やカーブなど見通しの悪い箇所に設置しております。私道と区道の交差部につきましては、原則といたしまして、私道利用者のご負担により設置いただくものと考えてございますが、ご指摘のとおり、通り抜け可能な私道で、区道と同様に不特定多数の方がご利用され、私道と区道双方の通行の安全性を高めることができると認められる場合などは、区が設置する場合もございます。

いずれにしましても、設置する場所の道路幅員、それから周辺状況によりまして設置の可否を判断いたしますので、各まちなみ維持課にご相談をいただければと存じます。今後とも、区民の皆様の安全・安心な暮らしを確保するために適正な道路管理に努めてまいります。

以上でございます。

## ▶金子 教育総務部長

私からは給食費についてお答えさせていただきます。

まず、給食費の未納状況に関する質問でございますが、平成21年度は現在最終集計中のため、年度末の集計は出ておりません。平成20年度は収納率99.4%、未納率0.6%となっておりまして、平成21年度も同様の数字になるものと考えております。

次に、未納対策として就学援助費の給食費相当分は、直接学校に支払われるようにすべきではないかとの質問でございますが、就学援助費は保護者に対して行う制度でございますので、原則として保護者に支給されます。しかしながら、学校納付金の滞納などがある場合は、学校長の判断によりまして、就学援助として支給される給食費などを一たん学校長口座に振り込みまして、未納分を差し引いてから保護者の口座に振り込むことができるということにしております。その場合も、就学援助費受給申請の際に保護者からの同意を得ることが前提となっております。就学援助費からの徴収は未納対策として非常に有効だと考えますので、今後も学校と協力しながら取り組みを強めてまいりたいと考えております。

次に、給食費の督促に関する質問でございますが、督促は適正かつ効率的に行うために、教育委員会で決定した学校徴収金等取扱要綱に基づき、校内に徴収金等検討委員会を設置し取り組んでおります。未納対策は、文書、電話、面談等を中心に行うとともに、PTA会合での呼びかけや就学援助費、生活扶助費からの徴収など、学校の実情に応じた様々な取り組みを行っております。督促は各学校で教員や事務職員が行っております。また、必要に応じまして、学校長や副校長も積極的に対応し、徴収実績を上げております。今後、督促の労力軽減のために就学援助費などからの徴収を進めるとともに、教職員の事務負担を軽減する観点から、校務を支援する学校運営システムの導入を準備中でございます。

私からは以上でございます。